

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

平成25年第5回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第49号 氷川町図書館建設基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第51号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第52号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第53号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第54号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第55号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第56号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第57号 竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更について
- 日程第11 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 河 口 涼 一 | 2番 清 田 一 敏 |
| 3番 長 尾 憲二郎 | 4番 上 田 俊 孝 |
| 5番 江 寄 悟 | 6番 三 浦 賢 治 |
| 7番 松 田 達 之 | 8番 片 山 裕 治 |
| 9番 米 村 洋 | 10番 笠 原 良 一 |

11番 上田 健一

12番 永田 義昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 陳野 信次 書 記 河野 香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤本 一 臣	教 育 長	廣 瀬 龜
総務課長	河崎 澄 男	企画財政課長	平 逸 郎
税務課長	野田 俊 明	町民環境課長	中 島 正
健康福祉課長	山下 剛	農業振興課長	稲 田 和 也
農地整備課長	河野 正 利	建設下水道課長	森 田 寿 也
総務振興課長	西尾 正 剛	商工観光課長	前 田 昭 雄
会計管理者	濤岡 美智代	学校教育課長	今 田 辰 彦
生涯学習課長	木本 栄 一	農業委員会事務局長	草 野 信 一
代表監査委員	遠山 正 敬		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君） 日程第1、各常任委員会の審査報告を議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（笠原良一君） 当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、予算1件、工事請負契約の変更1件であります。当委員会は12月10日に役場大会議室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、審議経過の概要と結果を要約してご報告をいたします。

まず、議案第49号、氷川町図書館建設基金条例の制定については、金融機関への預金や有価証券に代えることができると規定されているが、どのような判断基準で金融機関の選定や有価証券を決定するのかという質疑に対し、安全かつ効率的な管理運用を基本としており、町内に支店や支所を有する金融機関に利率の引き合いをして、最も有利なところを選定すると答弁されました。

また、有価証券は考えていないと答弁されたので、それならば条文に有価証券に代えることは規定しなくてもいいのではないかという意見に対して、今のところ考えていないだけであって、必要に応じて有価証券に代えることができることを規定しているという答弁でした。この他に、図書館建設に係る財源の質疑があり、地域の元気臨時交付金と合併特例債が財源となることを確認し、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例については、条文では理解しにくいものでしたので、説明資料を求め審議しました。滞納している人にとっては有利になるという意見があり、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第3号）中、総務文教常任委員会の所管に属する予算につきましては、第2表、債務負担行為補正における対象業務の質疑があり、常葉保育所、役場庁務手、竜北歴史資料館、八火図

書館、学校図書、学校事務、学校庁務手、中学校外国語指導補助、学校給食業務の当初計画した27名に1名を追加する答弁がありました。

歳入予算において、地域の元気臨時交付金の総額の質疑に対して、防災倉庫、図書館実施設計及び建設、農地整備基盤整備の事業に対して総額9,595万7,000円と答弁されました。また、合併特例債のこれまでの発行額と平成26年度発行予定までのリストを資料として提出してもらいました。

歳出予算において、旧吉野農協事務所解体工事は年度内完成かという質疑に対して、年度内完成を目指しているという答弁でした。また、解体は町が実施し、防災倉庫は国土交通省が建設することが答弁されました。旧吉野農協の土地は、農協が所有する選果場及び資材倉庫と町が所有する土地があり、その境界と選果場出入りのトラックの通路として町の土地が使われていることを確認し、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更につきましては、変更する工事内容の質疑に対し、緞帳、土間下の隙間埋戻し、白アリ・アリーナの内壁、耐震補強の躯体追加、アスベスト撤去、アスファルト舗装と答弁されました。また、変更箇所の確認と工事の進捗状況を調査するため委員全員で現地調査を実施し、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 次に、産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 産業建設厚生常任委員会審査の報告をいたします。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、予算3件、陳情4件であります。当委員会は、12月10日に役場大会議室で、執行部より説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第51号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、改正内容を説明する資料の提出を求め、質疑及び意見もなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、議案第51号と内容を同じとする改正であり、質疑及び意見もなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、質疑及び意見もなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第3号）中、産業建設厚生常任委員会の所管に属する予算につきましては、歳入予算においては、質疑及び意見はありませんでした。

歳出予算においては、住宅リフォーム促進事業補助金について、個人の資産形成に寄与するもので資産及び資金がある人とならない人ではこの事業を利用できる人とできない人に区別され、不公平になるという議論がなかったかという質疑に対して、事業の実施前に関係者の意見を聴取した際には、地域経済の活性化に役立つということで、不公平という意見はなかったと答弁されました。また、この事業は、所有者と使用者が同一でないと適用されないため、二親等・三親等の使用にも適用を広げる考えはないかという意見に対し、「検討する」という回答がありました。地域環境情報委員の報酬について、どのような任務を担うのかという質疑に対して、土地改良事業を実施する際は、環境に配慮した工法を採用することが土地改良法で規定されており、氷川大堰の整備事業を予定しているため、環境に詳しい方や受益者、地元代表者などで組織する地域情報環境会議を組織して意見を伺うと答弁されました。そのほか、農業振興策に関連して、農地の形状変更及び転用、耕作放棄地に対する意見がありました。住宅管理費の修繕料について、修繕箇所の質疑に対して、野津団地及び桜ヶ丘団地の退居による修繕及び使用中の修繕と全団地での雨漏り等の対応及び有佐駅前団地の時計台の修繕と答弁されました。また、老朽化により退居があっても入居はさせない団地について意見がありました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、第2表、債務負担行為補正において計画策定業務の内容の質疑に対して、介護保険法に規定されている町が行う介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画、適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込んで、それに基づく介護保険料を算定する介護保険事業計画と老人福祉法に規定されている高齢者施策全般に係る理念、基本的な方針を目標に定めた計画で、高齢者福祉の総合的な計画となる高齢者福祉計画と答弁されました。そのほか、歳入・歳出予算に対する質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入において、受益者分担金の減額について、その件数と金

額の質疑に対し、当初予算に対する実績見込みが10件減少することと、金額については、その算定基礎が1年間から3年目までの3段階に区分されるため、区分ごとの積算はしていないと答弁されました。また、下水道の普及率及び水洗化率を資料として提出してもらいました。歳出予算に対する質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査後、執行部に退席を求め、陳情4件について審査しました。付託されました4件ともに、住民生活に直結する大事な案件であることは承知しましたが、では、具体的に本町の実態や陳情者が抱える背景はどのようなものか、もっと詳細に調査する必要がある、今定例会中に結論を出すことはできませんでした。よって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第49号 氷川町図書館建設基金条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第2、議案第49号、氷川町図書館建設基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第50号 氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する

る条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第3、議案第50号、氷川町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第51号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第51号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第52号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第53号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第53号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第54号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第54号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第55号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（永田義昭君） 日程第8、議案第55号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第9、議案第56号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第57号 竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更について

○議長（永田義昭君） 日程第10、議案第57号、竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[全員起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第11、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり閉
会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 俊 孝